

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第11回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成22年2月20日(土)午後1時33分～4時50分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、佐々木、嶋津、野口、  
(敬称略) 橋本、平田、藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 鈴木、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容 全体会議の前にワークショップを行った。

(1) 全体会議・ワークショップ

ア 本日のワークショップで行う、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」について、各委員が事前に検討した、盛り込みたい具体的な内容やその理由(考え方)などを集約し、別紙9「条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)等シート」をグループごとに作成する作業の内容について確認した。

イ ワークショップに入る前に、「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」にはどのような内容が書かれるかについて、牛山教授からアドバイスをいただいた。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定 義       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」は、一般的には住民と行政がどのように一緒に公共サービスを担っていくか、どのような政策を一緒につくっていくのかということである。</li> <li>・住民と住民、住民団体同士、企業など様々なところで協働は想定されるので、協働とは一体どのようなものか、言葉の定義も含めて考える。</li> </ul>                                                                                                                     |
| みんなでまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働と重なる部分もある。「まちづくり」をどのように考えるかが重要。</li> <li>・ここでは、狭い意味の都市計画ではなく、この町を皆でつくっていくと広く捉え、「みんなでまちづくりをしていく」というのはどのような意味かを考える。</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 住民参画のしくみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共サービスを担う、提供していく」、「まちづくりを一緒に行っていく」前提として、皆で行っていくくみが、この中項目の内容である。</li> <li>・“住民参加”、“住民参画”のどちらの言葉を使用するか議論がある。</li> <li>・自治基本条例にどこまで詳しく書くか、ここから先は別の条例(市民参加条例等)をつくって別にやるのか。この項目に書くことと、他の条例に書くことなども含めて中身を検討する。</li> <li>・仕組みをつくり、政策をつくるときの協働、つくった後の協働をどのようにするかをイメージする。</li> </ul> |

ウ 各グループで議論した結果、内容や表現(文章化したもの)、考え方については以下のとおりとなった。

|           |                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Aグループ     | 金子(発表)、神田、野口、橋本、平田、松井                                                             |
| 定 義       | ・「まちづくりのために、住民と行政が各々の役割と責任のもとに連携協力する。」                                            |
| キーワード、文章化 | ・住民と行政は、お互いの理解のもと、対等の立場で、共通の目的の実現のために協力し、働くこと。                                    |
| 考え方(抜粋)   | ・大項目が「住民協働」になっていて、「住民」の中に行政を含むのか議論になった。住民と行政は分けたほうが良いという意見や住民の中に行政を含むべきという意見があった。 |
| 以下同じ      |                                                                                   |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| みんなでまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰が」、「どのように」を考えた。「みんな」というのはNPO 団体やボランティア団体、企業等を含む。</li> <li>・「地域の担い手の養成」、「仲間づくり」について重点を置いた。</li> <li>・こども(20歳未満の青少年)がまちづくりに参画できる機会を入れたい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |
| 住民参画のしくみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策決定等への住民参画は、協働を原則とする。」、「町は、住民の提案を募り、これを尊重する。」</li> <li>・“参加”よりも“参画”の方が最初の段階から関わっていく意味が強いと思うので“参画”を使う。</li> <li>・住民参画のしくみとして提案制度や参画制度を条例化しなければいけないのではないか。</li> <li>・行政についての政策の立案・計画の策定・重要な条例の制定について、意見や発言を含む権利を有し、そのために住民参画条例を別に定めるという考えがあった。</li> </ul>                                                                                                                |
| Bグループ     | 遠藤（発表） 五十嵐、櫻井、佐々木、藤巻                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 定義        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住んでよかった、これからも住みたいと思う活気があり、お互いが認めあえる町にするために住民・議会・行政が対等な立場で協力して住民自治を実現させる。」</li> <li>・安心安全なまちという考え方と、住民一人ひとりの普段の行動がまちをつくっているということを考え方の土台として、住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようにしたいと考えた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| みんなでまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民・議会・行政がそれぞれの責務に基づいて、参画し協議する。」、「既存の団体を巻き込んで地域活動を活性化する。」、「あいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションを通してひとづくりをする。」</li> <li>・ひとりひとりに関わってくるような項目を挙げていかないと、自分のこととして捉えられないと思うので、「あいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションを通してひとづくりをする。」を入れた。</li> <li>・この条例を町民が読んだ時に自分のこととして考えられるように、あいさつなど小さなことも「まちづくりの土台」だととれるようにする、小さなことから積み上げられるようにすると考えた。</li> </ul>                                                    |
| 住民参画のしくみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政は行政区を協働のパートナーとして育成し参画させる。」ことが必要である。</li> <li>・行政区は自分たちが事業主体だと考えていないので、変革していかないといけないと思ったため、あえて“育成”という言葉を使った。</li> <li>・住民の立場の協働のパートナーは、ボランティア団体やNPO団体などがあるが、育成することが難しいとなると、しっかり基礎がある行政区を育成していく必要がある。</li> <li>・「行政は住民から協働を求められたらこれに対応して誠実に対応しなければならない。」、「参画の際、男女比を考慮する。」、「こども育成のため、こどもが協働参画できる仕組みづくりに努める。」</li> <li>・地域のしっかりした団体は、地縁団体なので、地縁団体を事業主体として考えたい。</li> </ul> |
| Cグループ     | 嶋津（発表） 飯島、内山、日下、古嶋、吉野                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 定義        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民、議会、行政が対等の立場で役割と責任を認識し、協力して共通の目的実現を目指すこと。」</li> <li>・この議論の過程では、様々な意見を並べ、共通の言葉を抽出して分かりやすい表現にした。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| みんなでまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民の意向を尊重し、互いに協力して、まちづくりをすること。」</li> <li>・“互いに”というのは、住民、議会、行政のことである。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 住民参画のしくみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・“参画”の方が“参加”よりも広く、“参画”は参加してもう一步踏み出して関わりあうことと考えたので“参画”を使うことにした。</li> <li>・「住民がまちづくりに関して主体的に関わりあう場合(参画)その機会を保障される」</li> <li>・しくみは別に定めたいので一元的に言わないことにした。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |

詳細については、議事録を参照してください。

今回のワークショップで各グループがまとめたシートを基に、第4回作業部会で「定義」、「み

んなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の案を作成する。作成する案については、第12回全体会議で報告する。

## (2) 全体会議

### ア 全体会議及び作業部会の進め方について

(7) 作業部会で作成する案は、全体会議で意見を出してもらうためのものである。

#### (i) 流れ

ワークショップで作成された各グループのシートを集約し、事務局が作成する、作業部会で議論するためのたたき台を基に議論し、「作業部会の記録シート」に案としてまとめる。

全体会議では、作業部会で作成した案について、「作業部会の記録シート」を基に報告し、意見等を出してもらう。(全体会議は、意見等を出してもらう場である。)

作業部会では、これらの意見等を踏まえ、修正案を作成する。

全体会議では、修正案を報告する。(さらに意見等があれば出してもらう。)

ある段階になったら、今までに議論したものをまとめて議論する機会を持ちたい。

イ 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」の中項目「理念」・「目的」について、前回の第10回全体会議で諮り、委員から出た意見や牛山教授からいただいたアドバイスを踏まえて第3回作業部会でまとめた「作業部会の記録シート」を基に報告した。

質問や対応については以下のとおりである。

#### (7) 大項目「総論」の中項目「理念」について

前文と重複する内容となる。前文は最後に改めて議論するし、今後、大項目の各中項目を議論していく上で、「理念」に立ち返り、理念の内容を確認する必要性が生じることも予測されることから、現段階では「作業部会の記録シート」のままとする。

#### (i) 大項目「総論」の中項目「目的」について

○「自治の基本原則」、「町政運営」というキーワードについて

→今後検討すればよいのではないか。・・・作業部会で検討した案を全体会議へ

○人権一般と町政の関連について(町政に関する権利と責務と、人間としての権利と責務が混同されているので整理が必要)

○市になった時の内容の変更は?→まだ不確定なことなので今は置いておく。

なお、「理念」と同様、今後大項目の各中項目を議論していく上で、「目的」にも立ち返り、その内容を確認する必要性が生じることも予測されることから、ここでは意見等への対応はそのままとする。

ウ 大項目「(住民)市民」の「住民〔定義〕」・「権利」・「義務」について第3回作業部会でまとめた「作業部会の記録シート」を基にそれぞれ報告した。ここで出た意見等を踏まえ、第4回作業部会で案を修正し、第12回全体会議で諮る。

#### (7) 大項目「(住民)市民」の中項目「住民〔定義〕」について

○「住民」という言葉について

・地方自治法の「住民」の定義と異なっている。

→「住民」、「町民」の区別が必要ではないか。主語をどうするのか(要検討)

・「もの」と「者」の区別

- 外国人の取扱い
  - ・自治法の「住民」に含んでいる。
- 一時的なまちづくりの担い手とは？
  - ・「町民」を定義すればよいのでは？
- (f) 大項目「（住民）市民」の中項目「権利」について
  - 秘密の企画はどうするのか。→他の項目で参考
  - 「住民は」でよいのか。→他の項目で参考
    - ・「住民」の幅を広げると問題が出てくる。
- (g) 大項目「（住民）市民」の中項目「責務」について
  - 「関心」について→再検討
    - 行政、議会を「監視」 監視という言葉がきついので「関心」
  - 他の言葉が良いのでは。
    - ・全体的な言葉が決まってから調整
  - 「応分の負担」とは・・・書くには「積極的な負担」を意味する。
    - ・受益者負担（公平公正に） 税金以外
  - 「行政サービス」→「公共サービス」
  - 主語の検討

### (3) その他

#### ア 次回のワークショップの内容

白紙のシートを配付するので、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「行政」の中項目（「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「行政組織のあり方」、「財政」）について、具体的な中身（内容）等を各自が考えてくる。

#### イ 次回の全体会議の内容

(7) 作業部会が再検討する、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「（住民）市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」の案を確認する。

(4) 作業部会が作成する、大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の案を基に、内容や趣旨、その考え方を検討する。

ウ 第9回及び第10回の議事録の確認をお願いする。修正などがあれば、2月26日（金）までに事務局へ連絡いただきたい。

エ 本日の会議終了後、第4回作業部会の進め方について打ち合わせを行う。

## 2 次回の日程

3月6日（土）午前9時30分から、庁舎の会議室403で行う。

## （仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会 第11回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年2月20日（土）午後1時30分～4時30分

2 場 所 庁舎 4階 会議室403

3 内 容

全体会議では、作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」の中項目「理念」の案を確認し、また、同大項目の中項目「目的」及び大項目「（住民）市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」の案を基に、内容や趣旨、その考え方を検討します。

ワークショップでは、大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の具体的な中身（内容）の議論を行います。

4 プログラム

| 時間の目安                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13:30                 | 開会                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 13:30～13:40           | あいさつ（「つくる会」内山会長・鈴木町民活動推進課長補佐）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 13:40～16:20<br>（適宜休憩） | <b>1 全体会議</b> （議長：内山会長）<br>(1) 大項目「総論」の中項目「理念」の案を確認します。<br>(2) 大項目「総論」の中項目「目的」及び大項目「（住民）市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」について、作業部会がまとめた案を検討します。<br><b>2 3グループによるワークショップ</b><br>※作業内容については、裏面のとおりです。<br>(1) 条例の素案の大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」について、その内容や考え方を議論します。<br>(2) グループごとに発表します。 |
| 16:20～16:30           | 事務連絡                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 16:30                 | 閉会                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

※今回は、ワークショップを先に行います。

## ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。

特に、「**考え方**」を作成することは、「条例の素案」の内容が、町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうかを左右する重要な作業です。

なお、「**考え方を作成する**」とは、「**なぜ**この内容・表現にしたのか」を**明確に文章にする**ことを言います。

「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の内容はどのようなものになるの？

【**定義**】どのような語句を使用し、どのようにわかりやすく「住民協働」の内容を伝えていくのかを明確にする項目です。※法制上は、「総論」の中に書きます。

【**みんなでまちづくり**】ということが『みんなでまちづくり』なのか、それには『だれ』が関わるのか、またそれを実現するためには「何をすべきか」などを明確にする項目です。

【**住民参画のしくみ**】住民に参画してもらうために、どのようなしくみにすればよいのかを明確にする項目です。

\* \* \* \* \*

【「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の具体的な内容等について】

- ①・ **大項目「住民協働」で挙げた中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。**

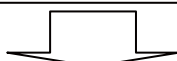
各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に**記録**してください。



- ② **①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。**

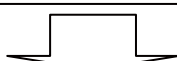
①の作業で出た意見等を基にして、グループとして内容、趣旨、考え方などを集約していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。

※別紙9を提出します。



- ③ **どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その内容、趣旨、考え方などについて発表を行います。**

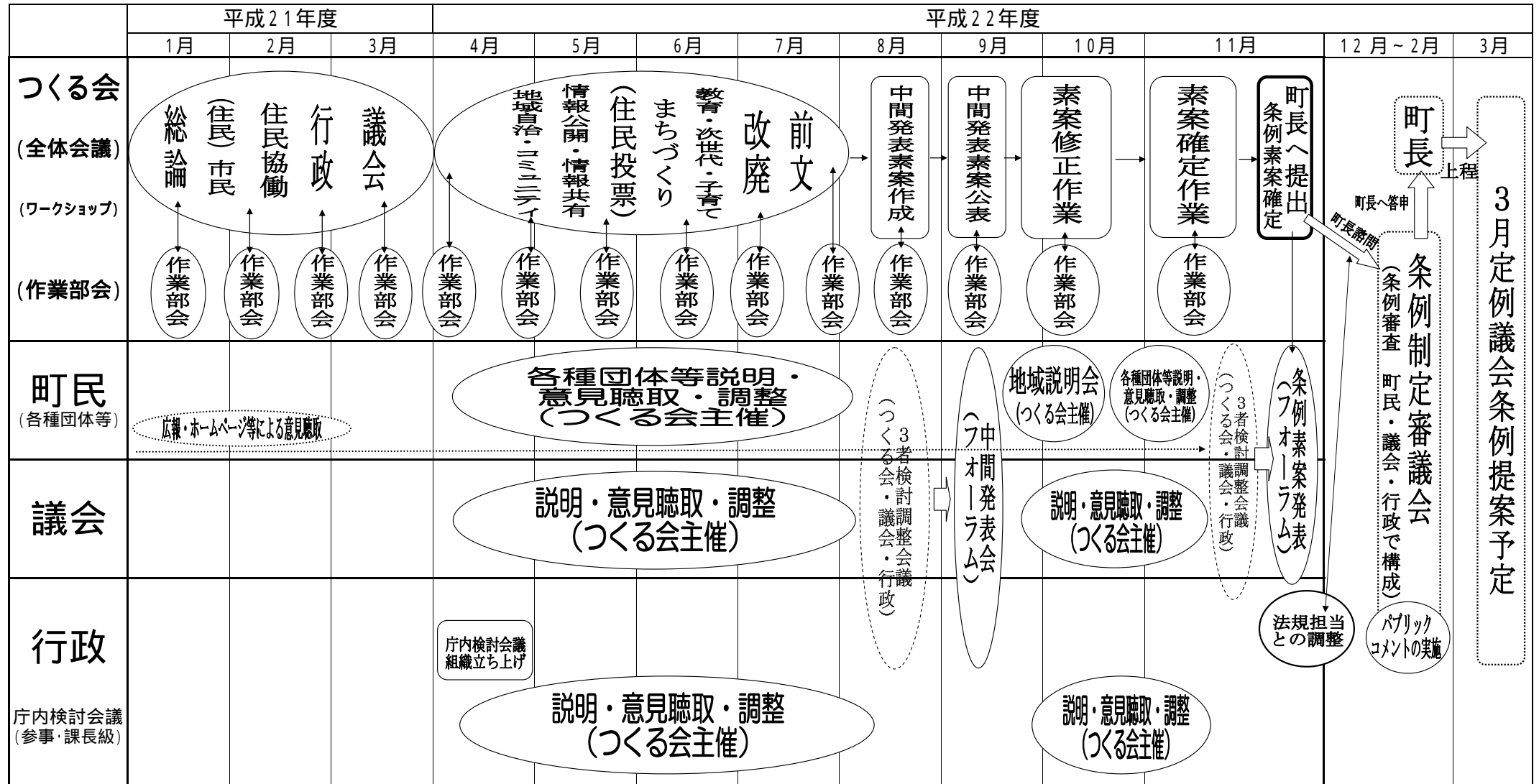
②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



おつかれさまでした！



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」が制定されるまでの工程表（案）



## 条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.2.20現在)

|                                                                    |      |
|--------------------------------------------------------------------|------|
| 1 大項目                                                              | 住民協働 |
| 2 中項目                                                              |      |
| 3 小項目(あれば)                                                         |      |
| 4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など<br>完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>   |      |
|                                                                    |      |
| 5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景)<br>・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など |      |
|                                                                    |      |
| 6 議論の経過・経緯の記録                                                      |      |
|                                                                    |      |
| 7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項)<br>・今後も継続して議論を要する事項      |      |
|                                                                    |      |

このシートを提出してください。

### 第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)

大項目 総論 中項目 理念

#### 1 内 容 文章化してください。

##### 【1/21第2回作業部会の案】 1/24全体会議で諮ったもの

1. 私たちは、先人の積み上げた自然環境・文化・伝統を尊重し、時代に対応する新しい文化を築き、持続可能な地域社会を自己の意思と責任において実現しなければならない。
2. 私たちは、公共および自治の担い手として、住民が主人公として参画し、住民自治の実現を目指す。
3. 自分たちの町は、自分たちの手で築くという自治の精神を町民・議会・行政で共有し、住民協働による真に開かれたまちづくりを目指す。
4. 一人ひとりの人権が尊重され、地域で生活できる平和で民主的な社会を目指す。

##### 課題・論点

- 地域での小さい単位でのグループについて、どのように表現するか？あるいは表現すべきか？について課題を残した。
- 表現としての「私たち」についても議論が必要。

##### 【1/24第10回つくる会全体会議での委員の意見】

- 作業部会が作成した案(「作業部会の記録シート」)には、9つのエッセンス(自然環境・文化・伝統、新しい時代を築く、持続可能、自己の意志と責任、住民が主人公の住民自治、自治の精神を町民・議会・行政で共有する、住民協働、人権尊重、平和で民主的な社会)が入っているので、それらをうまく取り入れ、作業部会でまとめる。
- 「先人の積み上げた」の表現について
  - ・「今まで積み上げた」に修正してはどうか。
  - ・先人が積み上げてきたものには功罪があるので、削除してはどうか。
  - ・「先人～」の内容は、前文の中に盛り込んでどうか。
- 「一人ひとりの人権が尊重され～」は、憲法と重複するのではないか。
- 「環境」について→大項目「まちづくり」で検討
  - ・生活環境と自然環境に分けてはどうか。
  - ・生活環境にも力を入れ、都市計画、農地のあり方、商店街のことも盛り込みたい。
- 「民主的な」は政治的なイメージがあるので「主体的な」はどうか。

##### 【2/15第3回作業部会の案】

わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。

##### 課題・論点

- 「理念」と「前文」は、重複してくるのが一般的で、条文の中で理念を入れ込むのは難しい。ここで議論されている「理念」については、条例の前文に近いと思われる。ここでは、9つのエッセンスの確認にとどめて、条例本体の議論を進めて、最後に理念、前文として見直してはどうか。総論は前文に包括される可能性もある。

##### 条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。
- ・今後、大項目で出てくるようなものが含まれているのでその都度確認することとする。('理念'・'目的'共通)

#### 2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

##### 【1/21第2回作業部会の案】 1/24全体会議で諮ったもの

本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。

##### 【1/24第10回つくる会全体会議での委員の意見】

なし

##### 【2/15第3回作業部会の案】

議論していない。

### 3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

#### 【1 / 21第2回作業部会の案】 1 / 24全体会議で諮ったもの

##### 1. 既存の環境や歴史の尊重

先人の努力により、現在の白岡町の姿があることを町民が全て再認識し、先人に敬意を表しつつ、新たな白岡町像を築いていくための本条例であることを理念として掲げるものです。

##### 2. 住民自治の実現(その手段としての個人)

自治基本条例の実現は、自治の主権が住民(白岡町にきた、いる人を含む)であることにほかなりません。

そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。

##### 3. 住民・議会・行政の3者による情報共有・住民協働

住民自治の実現には、住民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。

そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。

##### 4. 人権尊重

人権の尊重は住民が人間としてあるために最も重要な要素であるといえます。

このことから、人権尊重について明文化しています。

の4点を掲げることになりました。

#### 課題・論点

- ☐ 議論の際に「町」の定義と「私たち」の定義について議論の余地があるとのことで、課題を残しました。

#### 【1 / 24第10回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 民主的な手続きを踏むことができる個人について書きたい。→「レベルアップしよう!」、「学習する住民(?)」  
☐ 「白岡町にきた人、いる人」とは? →まだ「住民」の定義が決まっていない。  
☐ ホスピタリティを入れたい。

#### 【2 / 15第3回作業部会の案】

| 表現内容             | 含有するもの            | 考え方(その表現を選んだ理由)等                                                                  |
|------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| わたしたち            | 住民、行政、議会          |                                                                                   |
| 個人として尊重され        | 人権尊重、平等           | 憲法と重複しますが、個人が尊重されることは重要な要素であり、入れた方が精神としてわかりやすいので、あえて明記しました。                       |
| 持続可能な地域社会を       | 時代の変化への対応、次世代への継承 |                                                                                   |
| 自らの意思と責任において     | 住民が主体、住民自治        | 自治基本条例の実現は、自治の主権が住民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。「民主的な」をこの表現に  |
| 協働して実現することを目指します | 住民協働、責任(町民・議会・行政) | 住民自治の実現には、住民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。 |

#### 条例の素案を文章化する際の注意点

・「含有するもの」がどのような経緯で出てきたものか(どのような想いから表現されたのか)、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。

#### 委員の意見への対応

- ・「先人の積み上げた」→先人の積み上げたものには功罪があるので削除  
・「平和で」→わかりやすくし、「安全・安心に」

#### 課題・論点

- ☐ ここでいう理念とは、まちづくりの理念か? 住民の理念か?  
☐ (「わたしたち」に関して。)理念を実現するために、後にそれぞれ(住民、議会、行政)が大項目として出てくるが、「理念」の段階で、それぞれの理念についてははっきりと明文化したほうがよいのではないか。

このシートを提出してください。

## 第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)

大項目 総論 中項目 目的

### 1 内 容 文章化してください。

#### 【2/15第3回作業部会の案】

この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する住民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。

#### 条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。
- ・今後、大項目で出てくるようなものが含まれているのでその都度確認することとする。(理念・目的共通)

#### 課題・論点

- 「自治の基本原則」、「町政運営」というキーワードについては、もう一度全体で話し合う必要がある。場合によっては、別項立てにする必要があるかもしれない。
- 自治基本条例は町の最高規範であるという位置づけについて明文化すべきかどうかについても検討を要する。

#### 【2/20第11回つくる会全体会議】

### 2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### 【2/15第3回作業部会の案】

議論していない。

#### 【2/20第11回つくる会全体会議】

**3 考え方** どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

**【2 / 15第3回作業部会の案】**

議論していない。

**条例の素案を文章化する際の注意点**

- ・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような思いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。
- ・考え方についても文章化する必要があるのではないか。

**【2 / 20第11回つくる会全体会議】**

このシートを提出してください。

### 第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)

大項目 (住民)市民 中項目 住民(定義)

#### 1 内 容 文章化してください。

##### 【2/15第3回作業部会の案】

この条例において住民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、あるいは事業を営んでいる者及び居住する者のことをいいます。

##### 条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。

##### 課題・論点

- ☐ 「住民」という言葉でよいのか。
- ☐ 外国人をどのように取り扱うか。
  - ・一時的であれ、まちづくりを担う人をどのように取り扱うか。
  - ・居住と滞在に関する解釈をどのように取り扱うか。
  - ・者と団体・法人・企業等の表記(範囲)について検討を要する。  
→これらの点を踏まえて、「責務」との関連をどのように考えるかという問題が生じる。

##### 【2/20第11回つくる会全体会議】

#### 2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

##### 【2/15第3回作業部会の案】

議論していない。

##### 【2/20第11回つくる会全体会議】

**3 考え方** どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

**【2 / 15第3回作業部会の案】**

議論していない。

**条例の素案を文章化する際の注意点**

- ・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような思いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。
- ・考え方についても文章化する必要があるのではないか。

**【2 / 20第11回つくる会全体会議】**

このシートを提出してください。

### 第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)

大項目 (住民)市民 中項目 権利

#### 1 内 容 文章化してください。

##### 【2/15第3回作業部会の案】

- ・住民はまちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。
- ・住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。
- ・住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。
- ・住民は、あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。

(注)自治法等に規定される請求権については、表記しない。

##### 条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。

##### 課題・論点

- ☐ 学習する権利については、自己責任の中で自ら学ぶ姿勢を明らかにしたものだが、「責務」との関連もあり検討を要する。

##### 【2/20第11回つくる会全体会議】

#### 2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

##### 【2/15第3回作業部会の案】

議論していない。

##### 【2/20第11回つくる会全体会議】

**3 考え方** どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

**【2 / 15第3回作業部会の案】**

議論していない。

**条例の素案を文章化する際の注意点**

- ・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような思いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。
- ・考え方についても文章化する必要があるのではないか。

**【2 / 20第11回つくる会全体会議】**

このシートを提出してください。

### 第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)

大項目 (住民)市民 中項目 責務

1 内 容 文章化してください。

#### 【2/15第3回作業部会の案】

- ・住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。
- ・住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
- ・住民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
- ・住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。
- ・住民は、行政・議会の運営に対して関心を持たなければなりません。

#### 条例の素案を文章化する際の注意点

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。

#### 課題・論点

- ☐ 「関心」についてどこまでの意味があるのか。
- ☐ 「応分の負担」の範囲・定義について検討を要する。
- ☐ 「まちづくり」という言葉についてどのように定義するか検討を要する。

#### 【2/20第11回つくる会全体会議】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### 【2/15第3回作業部会の案】

議論していない。

#### 【2/20第11回つくる会全体会議】

**3 考え方** どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

**【2 / 15第3回作業部会の案】**

議論していない。

**条例の素案を文章化する際の注意点**

- ・どのような経緯でその内容が出てきたものか(どのような思いから表現されたのか)について、その理由(考え方)を明らかにしてほしい。
- ・考え方についても文章化する必要があるのではないか。

**【2 / 20第11回つくる会全体会議】**

このシートを提出してください。